

# 医療福祉制度（マル福）

## 医療福祉制度（マル福）とは？

健康保険で医療機関等にかかった医療費の一部負担金を助成する制度です。

医療費の経済的負担の軽減や健康の保持増進を図ることを目的としています。

### 対象者

妊娠婦・小児(0歳～年度末年齢18歳)・ひとり親家庭(母子・父子)・重度心身障害者

### 対象となる医療費

保険診療が適用された医療費が助成の対象です。

### 対象とならない医療費

健康保険が適用されない健康診断や妊娠婦の検診、予防接種、薬の容器代、文書料、選定療養費、差額ベッド代、入院時の食事代など

### 【注意事項】お子さんが保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校等へ通っている保護者の方へ

学校など(保育所を含む)の管理下における災害(負傷など)については、学校など(保育所含む)で加入する日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が優先です。

よって、学校管理下で発生した災害(負傷など)で医療機関などへ受診する場合は、健康保険証だけを提示し受診し、後日、学校など(保育所含む)を通じて日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ請求してください。この場合は、医療福祉費助成の対象となりません。

なお、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の範囲外の場合は、医療福祉制度で助成しますので、償還払いの申請をしてください。

## 医療福祉制度（マル福）とは？

かすみがうら市に住所がある方で、各種健康保険に加入されている方のうち、次のいずれかに該当する方です。  
ただし、それぞれ扶養人数などに応じた所得の制限があり、これを超える所得のある方は受給できません。

種類	対象者	期間	更新の時期
妊娠婦	母子手帳を交付された妊娠婦	母子手帳交付日の月の初日から出産日(流産を含む)の翌月の末日まで	なし
小児	0歳から年度末年齢18歳までの児童 ※「ひとり親家庭マル福と重複した場合は、小学6年生まで「小児マル福」が優先となります	出生の日から年度末年齢18歳	なし
ひとり親家庭 (母子・父子)	離婚、死別などにより配偶者のない方で、年度末年齢18歳未満の児童を監護している方およびその児童 配偶者が重度心身障害者マル福を受給している方と監護されている児童	児童が18歳になる年度末まで (重度心身障害者の場合や、高校在学の場合などは20歳まで)	毎年6月下旬
重度心身障害者	身体障害者手帳1級、2級および内部障害3級の交付を受けている方(内部障害・・・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害) 療育手帳の判定がマルAまたはAの方 身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がBの方 障害年金1級を受給している方 特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ※65歳以上75歳未満の方は後期高齢者医療制度に加入が要件	左記の障害の状態でなくなるまで	毎年6月下旬



詳しくはホームページをご覧ください。

# 不育症治療費の補助

不育症治療を受けられたご夫婦に対する補助を実施しています。

### 対象となる治療

不育症の検査及び治療（保険適用外）

### 補助内容

年度内に1回限り、10万円を限度。（通算5回まで）

### 対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 法律上に婚姻をしているご夫婦で、夫または妻のいずれか一方が市内に1年以上、住所を有すること
- (2) 医療保険に加入していること
- (3) 医療機関から不育症治療が必要と診断されていること
- (4) 世帯員全員が市民税及び国民健康保険税を滞納していないこと

### 申請手続き

健康づくり増進課へ申請してください。

印鑑と口座の分かるものをご持参ください。

### 申請に必要な書類

- (1) かすみがうら市不育症治療費補助金交付申請書
- (2) かすみがうら市不育症治療医療機関受診証明書（医療機関作成）
- (3) 医療機関が発行する領収書の原本
- (4) 婚姻関係及び住所が確認できる書類
- (5) 世帯員全員が市民税及び国民健康保険税を滞納していないことが確認できる書類

※(1)(2)の書類はホームページでダウンロードできます。

※(4)(5)は申請者の同意に基づき、書類の提出を省略することができます。



詳しくはホームページをご覧ください。